

様式第 1 号

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	市民文化会館使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例		(条項) 第 7 条
基 準 法 令 名	大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則		(条項) 第 5 条
所 管 部 署 名	市民部 文化・青少年課 文化振興係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法 定 処 理 期 間	一 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則第 5 条各号に掲げるとおりとし、同条第 2 号に規定する「その他館長が必要と認めた場合」とは次に掲げる場合をいい、その場合における減免の額は、当該号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公共的な団体又は機関が、当該施設の目的である市民文化の向上及び振興に特に寄与すると認められる事業を実施する場合 半額</p> <p>[根拠法令等] 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例 (使用料の減免) 第 7 条 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>[基準法令等] 大津市立市民文化会館の管理運営に関する規則 第 5 条</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。